

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則

平成十四年三月二十九日
規則第五十号

改正 平成一五年一〇月一四日規則第一二八号 平成二〇年 八月二九日規則第七八号
平成二三年 九月三〇日規則第五四号 令和 二年 三月三十一日規則第二九号

注 令和二年三月三十一日規則第二九号による改正は、令和三年四月一日から施行につき、本文には直接改正を加えないで、改正文を附則の末尾に登載した。ただし、別記様式の改正については、現行条文と並列して登載した。

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則をここに公布する。

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、埼玉県立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日及び相談等の時間)

第二条 自立訓練施設を利用している者（以下「施設利用者」という。）以外の者に対する相談（第三項の相談を除く。）、指導、診療、検査及び訓練（以下「相談等」という。）の休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 相談等の時間は、午前八時四十五分から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

3 緊急に医療を必要とする精神障害者及びその家族等に対する相談の時間は、次に掲げるとおりとする。

一 第一項各号に掲げる日 午前零時から午後十二時まで

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時から午前八時三十分まで及び午後五時から午後十二時まで

4 センターの長（以下「センター長」という。）は、必要があると認めるときは、休業日若しくは相談等の時間若しくは前項の相談の時間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、緊急に相談等又は第三項の相談が必要であると認めるときは、休業日又は時間外においても当該相談等又は当該第三項の相談を行うことができる。

一部改正〔平成一五年規則一二八号・二三年五四号〕

(診療の手続等)

第三条 センターにおいて新たに診療を受けようとする者は、センター長が定める様式の診療申込書をセンター長に提出しなければならない。

2 前項の規定による診療の申込みをした者は、同項の診療申込書の内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を書面で届け出なければならない。

3 センター長は、第一項の診療申込書の提出があったときは、直ちにセンター長が定める様式の診療券を当該申込者に交付するものとする。

4 前項の診療券の交付を受けた者は、診療の都度、当該診療券を提示しなければならない。

5 診療券を紛失し、又は損傷した者は、センター長に申し出て、その再交付を受けなければならない。

(利用の申込み)

第四条 自立訓練施設を利用しようとする者は、センター長が定める様式の利用申込書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

一部改正〔平成二三年規則五四号〕

(利用の承認の通知等)

第五条 センター長は、前条の承認をしたときは、当該申込者にその旨及び利用に必要な事項を通知するものとする。

2 センター長は、前条の承認を受けた者が正当な理由がなく利用に係る手続をしないときは、当該承認を取り消すことができる。

一部改正〔平成二三年規則五四号〕

(施設利用者の義務)

第六条 施設利用者は、センター長が定める事項を遵守し、及びセンター長その他の職員の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成二三年規則五四号〕

(面会時間)

第七条 施設利用者との面会時間は、相談上、指導上又は訓練上支障のない限度においてセンター長が定める。

一部改正〔平成二三年規則五四号〕

(退去)

第八条 施設利用者は、自立訓練施設を退去しようとするときは、センター長の承認を受けなければならない。

2 センター長は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退去を命ずることができる。

一 所期の目標が達成されたとセンター長が認めるとき。

- 二 正当な理由がなく使用料を滞納しているとき。
 - 三 第六条に規定する義務を守らないとき。
 - 四 その他センター長が退去させることが適当であると認めるとき。
- 3 前項の命令を受けた者は、速やかに退去しなければならない。

一部改正〔平成二三年規則五四号〕
(使用料等の減免手続)

第九条 条例第八条の規定により、使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記様式の使用料等減額(免除)申請書をセンター長に提出しなければならない。

一部改正〔平成二三年規則五四号〕
(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、センター長が定める。

一部改正〔平成二三年規則五四号〕

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に埼玉県病院事業管理規則(平成二年埼玉県規則第三十四号)の規定によってされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によってされたものとみなす。

附 則(平成十五年十月十四日規則第二百二十八号)

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則(平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成二十三年九月三十日規則第五十四号)

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則(令和二年三月三十一日規則第二十九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)後に指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせる場合におけるこの規則による改正後の埼玉県立精神保健福祉センター管理規則(以下この項において「新規則」という。)第四条から第八条まで及び第十四条の規定の適用については、新規則第四条中「知事(条例第十条第一項に規定する指定管理者に自立訓練施設の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条から第八条までにおいて同じ。)」とあるのは「センター長」と、新規則第五条から第八条までの規定中「知事」とあるのは「センター長」と、新規則第十四条中「センター長(自立訓練施設に係るもの)にあっては、知事」とあるのは「センター長」と、様式第一号中

「埼玉県知事

(埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者) 」

とあるのは

「埼玉県立精神保健福祉センター長 」

と、様式第二号中

「 埼玉県知事

(埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者) 」

とあるのは

「埼玉県立精神保健福祉センター長 」

とする。

注 令和二年三月三十一日規則第二九号により、令和三年四月一日から施行

第一条中「第十条」を「第十八条」に改める。

第四条の見出しを「(利用の承認の申請)」に改め、同条中「センター長が定める様式の利用申込書をセンター長」を「様式第一号の利用承認申請書を知事(条例第十条第一項に規定する指定管理者に自立訓練施設の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条から第八条までにおいて同じ。)」に改める。

第五条第一項中「センター長」を「知事」に、「当該申込者にその旨及び利用に必要な事項を」を「申請を行った者に様式第二号の通知書により」に改め、同条第二項中「センター長」を「知事」に改める。

第六条中「センター長が」を「知事が」に、「センター長その他の職員」を「知事」に改める。

第七条及び第八条中「センター長」を「知事」に改める。

第九条中「別記様式」を「様式第三号」に改める。

第十条中「センター長」の下に「(自立訓練施設に係るもの)にあっては、知事)」を加え、同条を第十四条とし、第九条の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第十条 条例第十一条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第四号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

- 五 条例第十条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(利用料金の承認手続)
- 第十一条 指定管理者は、条例第十六条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第五号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。
(利用料金の納期限)
- 第十二条 条例第十七条第一項の利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。
(利用料金の減免承認手続)
- 第十三条 指定管理者は、条例第十七条第二項において準用する条例第八条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第六号の利用料金減額(免除)承認申請書を知事に提出しなければならない。
附則の次に次の二様式を加える。

様式第1号(第4条関係)

埼玉県立精神保健福祉センター(自立訓練施設)利用承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者)

申請者 住 所

氏 名(自署又は記名押印)

電話番号

埼玉県立精神保健福祉センター(自立訓練施設)の利用について承認を受けたいので、埼玉県立精神保健福祉センター管理規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

<p>障害福祉サービス名 該当する箇所の□内に に印を付してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練) <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/> 短期入所</p>
<p>利 用 開 始 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

様式第2号(第5条関係)

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用承認通知書

年 月 日

様

埼玉県知事 印
 （埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者）

年 月 日付けで申請のあった埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）の利用については、埼玉県立精神保健福祉センター条例第4条の規定により、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

障害福祉サービス名	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練） <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/> 短期入所
利 用 開 始 日	年 月 日
備 考	

 別記様式

使用料等減額（免除）申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県立精神保健福祉センター長

申請者 住 所

氏 名

㊟

下記のとおり使用料等の減額（免除）を受けたいので申請します。

記

1 減額（免除）を受けようとする理由

2 支払を要する使用料等の額 円

3 減額（免除）を受けようとする額 円

（注）理由を証明する書類がある場合は、添付すること。

一部改正〔平成20年規則78号・23年54号〕

注 令和2年3月31日規則第29号により、令和3年4月1日から施行
別記様式中「氏 名 ㊟」を「氏 名（自署又は記名押印）」に
改め、同様式を様式第3号とし、同様式の次に次の3様式を加える。
様式第4号（第10条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名

印

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第5号（第11条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者 印

利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

利用料金の種類	利 用 料 金	備 考

様式第6号（第13条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用料金減額（免除）承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者 印

利用料金の額を次のとおり減額（免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

減額（免除）をしようとする利用料金の種類	減額（免除）の承認を受けようとする理由	減額（免除）の承認を受けようとする額	備 考

（注）理由を証明する書類がある場合は、添付すること。